

健生食輸発0204第2号  
令和8年2月4日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(タンザニア産ごまの種子のクロルピリホス)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正:令和8年1月22日付け健生食輸発0122第4号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、タンザニア産ごまの種子からクロルピリホスを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願ひする。

記

別添1のタンザニアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)		イミダクロブリド	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるイミダクロブリドが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ごまの種子及びその加工品(簡易な加工に限る。)		イミダクロ ブリド クロルピリ ホス	別表1の 3による こと。	平成17年1月24 日付け食安発第 0124001号「食品 に残留する農 薬、飼料添加物 又は動物用医薬 品の成分である 物質の試験法に ついて」による こと。	基準値(0.05ppm)を超 えるイミダクロブリ ド及び基準値 (0.05ppm)を超える クロルピリホスが検 出されるおそれがあ るため。

に改める。